



長野県報

11月29日(木)
平成19年
(2007年)
第1919号

目次

告示

生活保護法に基づく介護扶助のための居宅介護、介護予防、介護予防支援計画の作成、特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売を担当する機関の指定（地域福祉課）…………… 1

生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の事業所の名称の変更（地域福祉課）…………… 2

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定（長寿福祉課）…………… 3

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療政策課）…………… 3

長野県中小企業高度化資金貸付規程（平成8年長野県告示第552号）の一部改正（ビジネス誘発課）…………… 3

解除予定保安林にする旨の通知（森林整備課）…………… 8

公告

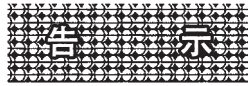
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づく収去飼料の試験結果の概要の公表（畜産課）…………… 9

開発行為に関する工事の完了（5件）（建築管理課）…………… 9

一般競争入札（道路管理課）……………10

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会（生活安全企画課）……………11

一般競争入札（3件）（高校教育課）……………11



長野県告示第590号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護、介護予防、介護予防支援計画の作成、特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成19年11月29日

長野県知事 村井 仁

1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問入浴介護	有限会社佐久平介護サービス	佐久市岩村田1290番地7	有限会社佐久平介護サービス	佐久市岩村田1290番地7	平成19年11月1日
居宅療養管理指導	医療法人（社団）南信勤労者医療協会 諏訪共立病院	諏訪郡下諏訪町矢木町214番地	諏訪共立在宅療養支援診療所	諏訪郡下諏訪町矢木町214番地	平成19年10月1日
通所介護	有限会社そら	下伊那郡阿智村駒場31番地14	介護ホームそら	下伊那郡阿智村伍和3158番地1	平成19年11月1日
	特定非営利活動法人嵯峨	下伊那郡松川町上片桐3385番地	ケアコミュニティこころ	下伊那郡松川町上片桐3373番地	平成19年10月1日
認知症対応型通所介護	特定非営利活動法人さわやか千歳	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2506番地1	デイサービスちとせ	下高井郡山ノ内町大字夜間瀬2506番地1	平成19年11月1日

2 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護予防訪問介護	社会福祉法人諏訪福祉会	諏訪市湖岸通り5丁目11番5号	かりんの里訪問介護事業所	諏訪市湖岸通り5丁目11番5号	平成19年9月1日
介護予防訪問入浴介護	有限会社佐久平介護サービス	佐久市岩村田1290番地7	有限会社佐久平介護サービス	佐久市岩村田1290番地7	平成19年11月1日
介護予防居宅療養管理指導	医療法人(社団)南信勤労者医療協会 諏訪共立病院	諏訪郡下諏訪町矢木町214番地	諏訪共立在宅療養支援診療所	諏訪郡下諏訪町矢木町214番地	平成19年10月1日
介護予防通所介護	特定非営利活動法人嵯峨	下伊那郡松川町上片桐3385番地	ケアコミュニティこころ	下伊那郡松川町上片桐3373番地	平成19年10月1日
介護予防福祉用具貸与	木曾農業協同組合	木曾郡木曾町福島3807番地1	J A木曾福祉用具貸与事業所	木曾郡木曾町福島2863番地4	平成19年10月1日
	しなのエア・ウォーター株式会社	松本市梓川倭3878番地1	愛らんどしなの店	松本市梓川倭3878番地1	平成19年10月1日

3 特定福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
しなのエア・ウォーター株式会社	松本市梓川倭3878番地1	愛らんどしなの店	松本市梓川倭3878番地1	平成19年10月1日

4 特定介護予防福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
しなのエア・ウォーター株式会社	松本市梓川倭3878番地1	愛らんどしなの店	松本市梓川倭3878番地1	平成19年10月1日

5 地域包括支援センター

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
松川町	下伊那郡松川町元大島2930番地12	松川町地域包括支援センター	下伊那郡松川町元大島2930番地12	平成19年10月1日

地域福祉課

長野県告示第591号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関から事業所の名称が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成19年11月29日

長野県知事 村 井 仁

居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変 更 年月日
					新	旧	
訪問介護	社会福祉法人筑北村社会福祉協議会	東筑摩郡筑北村西条3507番地	ヘルパーステーションみずなら	東筑摩郡筑北村西条3507番地	ヘルパーステーションみずなら	ヘルパーステーションほかほか	平成19年10月1日

地域福祉課

長野県告示第592号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成19年11月29日

長野県知事 村 井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
ケアオフィスウィッシュ	長野県塩尻市広丘野村2210 大空202号	平成19年11月16日

(2) 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
宅幼老所ほのぼの	長野県長野市三輪8丁目32-3	平成19年11月16日
温泉デイサービス湯けむり	長野県岡谷市南宮3-3-8	"/ "

2 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
ケアオフィスウィッシュ	長野県塩尻市広丘野村2210 大空202号	平成19年11月16日

(2) 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
宅幼老所ほのぼの	長野県長野市三輪8丁目32-3	平成19年11月16日
温泉デイサービス湯けむり	長野県岡谷市南宮3-3-8	"/ "

長寿福祉課

長野県告示第593号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成19年11月29日

長野県知事 村 井 仁

名 称	所 在 地	認定の有効期限
飯山赤十字病院	飯山市大字飯山 226 番地 1	平成22年10月31日

医療政策課

長野県告示第594号

長野県中小企業高度化資金貸付規程（平成8年長野県告示第552号）の一部を次のように改正し、平成19年度の貸付から適用します。

平成19年11月29日

長野県知事 村 井 仁

第3条第1号中「中小企業総合事業団法（平成11年法律第19号）を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「中小企業総合事業団法施行令（平成11年政令第203号）。以下「施行令」という。）第3条第1項第1号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成16年政令第182号。以下「施行令」という。）第2条第1項第3号」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「第3条第1項第4号」を「第2条第1項第2号のイ」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「第3条第3項第1号」を「第2条第2項第1号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を次のように改める。

(7) 商工会等 施行令第2条第2項第1号に規定する商工会等をいう。

第3条第7号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とし、同条第9号を同条第8号とする。

第4条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる事業を行う者に対する貸付けのうち、別表第2に掲げるものに係る貸付金の額については、

同表に掲げるとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる事業を行う者に対する貸付けのうち、別表第3に掲げるものに係る利率については、無利子とする。

第4条第4項から第6項までを削り、同条第7項中「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に、「事業団」を「機構」に改め、同項を同条第4項とする。

第5条第1項中「事業団」を「機構」に改める。

第10条及び第11条中「及び事業団」を削る。

第12条第1項中「事業団」を「機構」に、「第3条第2項第2号」を「第4条第3項第2号」に改める。

第13条第1項中「診断が完了した」を「知事の着工の許可を受けた」に改める。

第14条中「事業団」を「機構」に改める。

第15条中「事業団から事業団負担分」を「機構から機構負担分」に改める。

第19条第1項第2号中「後見若しくは補佐開始の審判」を「後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判（以下「後見開始の審判等」という。）」に改める。

第21条第1項中「事業団」を「機構」に改める。

第22条中「事業団から事業団負担分」を「機構から機構負担分」に改める。

第27条第1項第1号中「又は被保佐人」を「、被保佐人又は被補助人」に改める。

第31条から第33条まで、第35条、第36条、第37条第2項、第38条及び第39条中「事業団」を「機構」に改める。

第40条第1項第6号中「後見若しくは補佐開始の審判」を「後見開始の審判等」に改め、同条第1項に次の1号を加える。

(14) 借主又は組員等が、合併又は営業若しくは事業の譲渡をしようとするとき。

第40条第2項及び第41条第4号中「後見若しくは補佐開始の審判」を「後見開始の審判等」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

(別表第1) (第4条関係)

対象事業		貸付条件				
名称	内容	貸付けの相手方	対象施設等	利率(年利)	償還期限(据置期間)	貸付金の額
1 経営革新計画承認グループ事業	施行令第2条第1項第1号のイに掲げる事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く。)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令(平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。)第26条第1項の基準に適合するものであって知事が別に定める基準に適合するもの	経営革新計画承認グループ事業を行う中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。)第9条第1項に規定する中小企業者等	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物(関連施設を含む。以下同じ。)、構築物(関連施設を含む。以下同じ。)又は設備	1.10パーセント以内	20年以内(3年以内)	整備資金(貸付けの相手方が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金をいう。以下同じ。)の100分の80以内
2 異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業	施行令第2条第1項第1号のイに掲げる事業のうち、省令第26条第2項の基準に適合するものであって知事が別に定める基準に適合するもの	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業を行う中小企業新事業活動促進法第11条第1項に規定する中小企業者	異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	無利子	20年以内(3年以内)	整備資金の100分の90以内
3 下請振興事業計画承認グループ事業	施行令第2条第1項第1号のロに掲げる事業のうち、省令第27条の基準に適合するものであって知事が別に定める基準に適合するもの	下請振興事業計画承認グループ事業を行う下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する特定下請組合等	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	1.10パーセント以内	20年以内(3年以内)	整備資金の100分の80以内
4 総合効率化計画認定グループ事業	施行令第2条第1項第1号のハに掲げる事業のうち、省令第27条の2の基準に適合するものであって知事が別に定める基準に適合するもの	総合効率化計画認定グループ事業を行う流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号。以下「流通業務総合効率化法」という。)第2条第11号に規定する中小企業者	総合効率化計画認定グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	無利子	20年以内(3年以内)	整備資金の100分の80以内

5	施設集約化事業	施行令第2条第1項第2号のイからニまでに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号のイ、第29条第1項第1号のイ及び第30条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項の要件に該当するもの、省令第31条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項第1号のイの要件に該当するもの又は同条第1項第2号の基準に適合し、かつ、同条第4項の要件に該当するものであって、知事が別に定める基準に適合するもの	施設集約化事業を行う事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、合併会社（施行令第2条第1項第2号のハに規定する合併後存続する会社又は合併により設立した会社をいう。以下同じ。）又は出資会社（同号ニ又はホに規定する出資を受けた会社をいう。以下同じ。）	施設集約化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	1.10パーセント以内	20年以内（3年以内）	整備資金の100分の80以内
6	連鎖化事業	施行令第2条第1項第2号のイ又はニに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号のロ又は第31条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項第1号のロの要件に該当するものであって知事が別に定める基準に適合するもの	連鎖化事業を行う事業協同組合、協同組合連合会又は出資会社	連鎖化事業の用に供する本部施設である共同施設の土地、建物、構築物又は設備	1.10パーセント以内	20年以内（3年以内）	整備資金の100分の80以内
7	共同施設事業	施行令第2条第1項第2号のイ又はロに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号のハ又は第29条第1項第1号のロの要件に該当するものであって知事が別に定める基準に適合するもの	共同施設事業を行う特定中小企業団体、企業組合又は協業組合	共同施設事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	1.10パーセント以内	20年以内（3年以内）	整備資金の100分の80以内
8	経営改革事業	施行令第2条第1項第2号のイ又はニに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号のハ又は第31条第1項第3号の要件に該当し、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他参加者の抜本的体質改善を図るもの（特定中小企業団体が、当該特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等を買取予約付きで賃貸するものを含む。）であって知事が別に定める基準に適合するもの	経営改革事業を行う特定中小企業団体又は出資会社	経営改革事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	1.10パーセント以内	20年以内（3年以内）	整備資金の100分の80以内
9	設備リース事業	施行令第2条第1項第2号のイに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号のハの要件に該当し、組合員等の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等を買取予約付きで賃貸するもの（特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等を買取予約付きで賃貸するものを除く。）であって知事が別に定める基準に適合するもの	設備リース事業を行う特定中小企業団体	設備リース事業の用に供するリース設備	1.10パーセント以内	20年以内（3年以内）	整備資金の100分の80以内

10	企業合同事業	施行令第2条第1項第2号のハからホまでに掲げる事業のうち、省令第30条第1項第2号から第6号まで、第31条第1項第4号から第8号まで、第32条及び第33条の要件に該当するものであって知事が別に定める基準に適合するもの	企業合同事業を行う合併会社又は出資会社	企業合同事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	1.10パーセント以内	20年以内（3年以内）	整備資金の100分の80以内
11	集団化事業	施行令第2条第1項第3号に掲げる事業のうち、省令第34条第1項の基準に適合するものであって知事が別に定める基準に適合するもの	集団化事業を行う事業協同組合、協同組合連合会又はこれらの組合員等である特定中小事業者、企業組合若しくは協業組合	集団化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備（事業協同組合又は協同組合連合会の施設にあっては、共同施設であるものに限る。）	1.10パーセント以内	20年以内（3年以内）	整備資金の100分の80以内
12	集積区域整備事業	施行令第2条第1項第4号に掲げる事業のうち、省令第35条第1項の基準に適合するものであって知事が別に定める基準に適合するもの	集積区域整備事業を行う事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会又はこれらの組合員等である中小企業者	集積区域整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備（事業協同組合、協同組合連合会、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の施設にあっては、共同施設であるものに限る。）	1.10パーセント以内	20年以内（3年以内）	整備資金の100分の80以内
13	地域産業創造基盤整備事業	施行令第2条第2項第1号に掲げる事業のうち、省令第36条第1号のイに規定する地域産業の創造に関する計画、同号のロに規定する認定基盤施設計画、同号のハに規定する地場産業の振興に関する計画又は同号のニに規定する認定支援計画に基づいて実施するものであって知事が別に定める基準に適合するもの	地域産業創造基盤整備事業を行う特定会社、公益法人、商工会等又は市町村	地域産業創造基盤整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備であって知事が別に定める基準に適合するもの	無利子	20年以内（3年以内）	整備資金の100分の80以内
14	商店街整備等支援事業	施行令第2条第2項第2号に掲げる事業のうち、省令第37条第1号のイに規定する中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下「小売振興法」という。）第4条第6項の認定を受けた商店街整備等支援計画、同号のロに規定する認定基盤施設計画又は同号のハに規定する中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づいて実施するものであって知事が別に定める基準に適合するもの	商店街整備等支援事業を行う特定会社、公益法人又は商工会等	商店街整備等支援事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備であって知事が別に定める基準に適合するもの	無利子	20年以内（3年以内）	整備資金の100分の80以内

15	地域産業創造基盤整備活性化事業	過去に地域産業創造基盤整備事業を行った特定会社、公益法人、商工会等又は市町村が、中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化若しくは老朽化等を解消するために施設を再整備する事業であって知事が別に定める基準に適合するもの	地域産業創造基盤整備活性化事業を行う特定会社、公益法人、商工会等又は市町村	地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備であって知事が別に定める基準に適合するもの	1.10パーセント以内	20年以内(3年以内)	整備資金の100分の80以内
16	商店街整備等活性化支援事業	過去に商店街整備等支援事業を行った特定会社、公益法人又は商工会等が、中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化若しくは老朽化等を解消するために施設を再整備する事業であって知事が別に定める基準に適合するもの	商店街整備等活性化支援事業を行う特定会社、公益法人又は商工会等	商店街整備等活性化支援事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備であって知事が別に定める基準に適合するもの	1.10パーセント以内	20年以内(3年以内)	整備資金の100分の80以内
17	長野県地域産業活性化基金事業	県が拠出する公益法人が、基金を設け、その運用により生ずる収益を用いて、地域資源を活用した新事業展開、新商品開発等に取り組む中小企業者等に対し助成金を交付する事業	長野県地域産業活性化基金事業を行う公益法人	長野県地域産業活性化基金事業に要する基金に充てるための資金	無利子	10年以内(10年以内)	貸付けの相手方が行う地域資源活性化事業に要する基金に充てるための資金の100分の100以内

(別表第2)(第4条関係)

	要件	貸付金の額
1	別表第1の11の項又は12の項に掲げる事業のうち、小規模事業者(常時使用する従業員の数が20人以下(商業又はサービス業(ソフトウェア業及び情報処理サービス業を除く。))に属する事業を主たる事業として行う者については、常時使用する従業員の数が5人以下)の会社、個人、企業組合及び協業組合をいう。以下同じ。)が専有する施設を整備するものに係る貸付け	整備資金の100分の90以内
2	別表第1の6の項、7の項、9の項から11の項に掲げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が4以上の都道府県の区域にわたるものに係る貸付け	整備資金の100分の80以内
3	別表第1の各項に掲げる事業のうち、災害を受けた事業用施設の復旧を図るものであって知事が別に定める基準に適合するものに係る貸付け	整備資金の100分の90以内
4	別表第1の各項に掲げる事業のうち、事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図るものであって知事が別に定める基準に適合するものに係る貸付け	整備資金の100分の90以内

(別表第3)(第4条関係)

	要件
1	別表第1の5の項に掲げる事業のうち、当該事業を実施する事業協同組合、協同組合連合会、事業協同小組合若しくは協業組合の組合員等、合併会社の合併者又は出資会社の出資者の3分の2以上が製造業若しくは情報サービス業のいずれか一の業種又は相互に関連性の高い製造業及び情報サービス業を行うものである場合の当該事業に係る貸付けであって知事が別に定めるもの
2	別表第1の7の項又は11の項に掲げる事業のうち、汚水、ばい煙、産業廃棄物、騒音等の共同処理施設若しくは共同防止施設又は省資源・省エネルギー共同施設に係る貸付けであって知事が別に定めるもの
3	別表第1の8の項に掲げる事業であって伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号)第5条第3項に規定する認定振興計画、同法第8条第3項に規定する認定共同振興計画若しくは同法第10条第3項に規定する認定活性化計画に基づき実施するもの又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成5年法律第18号)第20条第2項に規定する中小企業承認事業計画に基づき実施するものに係る貸付け
4	別表第1の11の項又は12の項に掲げる事業のうち、公園、緑地その他の地域環境保全施設等の整備に係る貸付けであって知事が別に定めるもの
5	別表第1の1の項から5の項まで、7の項、8の項、11の項又は12の項に掲げる事業のうち、災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備に係る貸付けであって知事が別に定めるもの
6	別表第1の7の項又は12の項に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施するものに係る貸付けであって、知事が別に定めるもの

7	別表第1の11の項に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第2項の認定を受けた店舗集団化計画に基づき実施するものに係る貸付けであって知事が別に定めるもの
8	別表第1の5の項に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第3項の認定を受けた共同店舗等整備計画に基づき実施するものに係る貸付けであって知事が別に定めるもの
9	別表第1の8の項に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第4項の認定を受けた電子計算機利用経営管理計画に基づき実施するものに係る貸付け
10	別表第1の6の項に掲げる事業のうち、小売振興法第4条第5項の認定を受けた連鎖化事業計画に基づき実施するものに係る貸付け
11	別表第1の5の項、7の項、11の項又は12の項に掲げる事業のうち、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号)第5条第2項に規定する認定計画に基づき実施するものに係る貸付けであって知事が別に定めるもの
12	別表第1の5の項、7の項、10の項、11の項又は12の項に掲げる事業(特定中小企業団体の行う事業に限る。)のうち、流通業務総合効率化法第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に基づき実施するものに係る貸付けであって知事が別に定めるもの
13	別表第1の7の項、8の項、10の項又は11の項に掲げる事業のうち、特定産業集積の活性化に関する臨時措置法(平成9年法律第28号)第8条第2項に規定する承認高度化等計画、同法第10条第2項に規定する承認高度化等円滑化計画、同法第24条第2項に規定する承認進出計画又は同法第26条第2項に規定する承認進出円滑化計画に基づき実施するものに係る貸付けであって知事が別に定めるもの
14	別表第1の7の項、8の項又は11の項に掲げる事業のうち、中心市街地活性化法第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第9項に規定する特定事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施するものに係る貸付けであって知事が別に定めるもの
15	別表第1の5の項、7の項、11の項又は12の項に掲げる事業(特定中小企業団体の行う事業に限る。)のうち、中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施するものに係る貸付け
16	別表第1の1の項又は5の項から11の項までに掲げる事業のうち、中小企業新事業活動促進法第10条第2項に規定する承認経営革新計画に基づき実施するものに係る貸付けであって知事が別に定めるもの
17	別表第1の3の項又は5の項から9の項まで又は11の項に掲げる事業のうち、下請中小企業振興法第7条第2項に規定する承認計画に基づき実施するものであって当該事業に参加する事業者のうち70パーセント以上が承認計画に記載された中小企業者であるものに係る貸付け
18	別表第1の各項に掲げる事業のうち、災害を受けた事業用施設の復旧を図るものであって知事が別に定める基準に適合するものに係る貸付け
19	別表第1の各項に掲げる事業のうち、事業用施設に使用されている石綿による健康被害等の防止を図るものであって知事が別に定める基準に適合するものに係る貸付け

別表第4から別表第6までを削る。

ビジネス誘発課

長野県告示第595号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成19年11月29日

長野県知事 村 井 仁

- 解除に係る保安林の所在場所
下水内郡栄村大字塚字屋敷17815の1・17815の4・17815の7・17815の8・17815の15から17815の18まで・17815の20(以上9筆について次の図に示す部分に限る。)、17815の19、17815の21
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林整備課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。

森林整備課